

第十三回国会 農林委員会 議録 第二十四号

昭和二十七年四月十七日(木曜日)

午前十時五十分開議

出席委員

委員長 松浦 東介君

理事 河野 謙三君 理事 小林 運美君

理事 井上 良二君

小笠原八十美君 小淵 光平君

川西 清君 坂田 英一君

千賀 康治君 田中 彰治君

中馬 辰猪君 榑谷仙太郎君

原田 雪松君 大森 玉木君

吉川 久衛君 高倉 定助君

石井 繁丸君 竹村泰良一君

足鹿 寛君

出席政府委員

農林政務次官 野原 正勝君

農林事務官 小倉 武一君

(農政局長)

委員外の出席者

農林事務官(農政局長) 久宗 高君

局農林事務官 專門員 難波 理平君

專門員 岩隈 博君

專門員 藤井 信君

四月十六日

食糧管理法の一部を改正する法律案

(内閣提出第一六九号)

の審査を本委員会に付託された。

同日

農林振興に関する陳情書(佐賀県議

會議長田中虎登)(第一三三三三号)

農林振興に関する陳情書(兵庫

縣知事岸田幸雄)(第一三三三三号)

同(中国地方公營鐵道協議會會長三

木行治)(第一三三四四号)

森林計画実施に伴う森林組合の強化
拡充に関する陳情書(新潟県森林組
合連合會會長高岡忠弘)(第一三四五
号)

森林法改正により新たに林業者の負
担となるべき諸経費の国庫負担に関
する陳情書(石川県議會議長太田孝
三)(第一三四六号)

紀伊半島の国有林拂下げに関する
陳情書(和歌山県海草郡紀伊村長平
田重)(第一三四七号)

を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件

小委員の補欠選任

農業災害補償法の一部を改正する法
律案(内閣提出第一〇八号)

農業災害補償法臨時特例法案(内閣
提出第一三七七号)

農業共済基金法案(内閣提出第一五
五号)

○松浦委員長 これより農林委員会を
開會いたします。

この機會に念のためお知らせいたし
ます。昨四月十六日、内閣提出、食糧
管理法の一部を改正する法律案が本委
員會に付託に相なりました。右御承知
おきを願います。

これより農業災害補償法の一部を改
正する法律案、農業災害補償法臨時特
例法案、農業共済基金法案の三案を一
括議題といたし、質疑に入ります。質
疑の通告がございますから、これを許
します。河野謙三君。

○河野(總)委員 この際伺いたい
のですが、本制度を施行して以来の
年々の災害の率、私は順次ふえてお
ると思ひますけれども、それについて
ごく概略の数字でいいですから、年度
別のくらの災害の率がふえておる
か、お答え願ひたい。

○小倉政府委員 被害率の累年の傾向
については、表に示して、こまかい数
字にわたりますので、表にして、あと
で御配付した方がよろしいかと思ひま
すけれども、お尋ねでございますので
、一、二例を申し上げます。水稲
は、昭和二十二年が六・七五六、二十
三年が五・六四五、二十四年が五・九
二五、二十五年が六・三六七となつて
おります。水稲は、実績の被害率は以
上のような状況でございますが、表は
著しく変動がございまして、二十二年
が一・二八八、二十三年は一〇・二五
一、二十四年が八・一九二、二十五年
が八・七五九ということになっており
ます。もつとも表につきましても、昭
和二十二年は旧制度のものでござい
ますので、比較は二十三年からいたし
た方がよろしいのではないかと思ひま
す。

○河野(總)委員 そこで私は伺いた
いのですが、災害のこの農林省の調査と
いうものは、私は実態と非常に合わない
と思うのです。たとえば同じ農林省
の中で、農政局が前におられた統計
調査の方で調査された数字と、共済の
方から出て来る被害の数字と、これが
合わない。極端なことを言えば、一地

区をとらえるならば、統計調査の方で
はマイナスの数字が出る、ところが共
済の方ではプラスの数字が出る、こ
ういうふうなまづたぐらひの数字が出
ておる。そういうことは一体どうい
うことになるかという、世間で伝えら
れるところの保険金詐欺と申します
か、調査の不十分のために正直者がば
かを見る。ひいては、特に水稲の場合
には、共済制度を否認するということ
な声が農民の間に起つておる。これ
は、運営の問題であります。この制度
そのものの理想については、われ
は、大いに賛成はしてゐるのでありま
すけれども、運営について非常にずさん
であり、非常に不明朗な点があると思
ひます。今後いかなる手段によつ
て、いかなる方法によつてこれを是正
され、公正化されるか、これを承りたい
と思ひます。

○小倉政府委員 被害の測定の問題で
ございまして、これは御指摘のよう
に、いわゆる救護高から見ますと減収
と、農業保險の方から見ますと減収と
は、年により物品により、場所によつ
て開きがあるということは御指摘の通
りであると思ひます。但し考えなけれ
ばなりませんのは、一つは救護高から
する被害がどうしてもプラスとマイナ
ス面が相殺されるという面が相当あ
るのではないかと、ところが農作物の保險
の方におきます損害の方は、一筆單

位マイナスの面のみをとると、結果
違ひが出て来るのではないかと、思
ひます。もう一つは、制度の根本
にさかのぼりまして、そういうことが
いいかどうか、また御批判願ひなけ
ればならないことがありますが、この
保險の共済の場合に、損害の評価を当
事者たる組合がやるということにや
り問題がある。第三者評価、第三者が
評価するといったようなことが必要じ
やないかということも河野委員の御指
摘からやはり生れて来るのではないか
と思ひますが、そういう評価の基準が
若干論理的には違ひではないか。ま
た評価をやるにしても、当事者が
やる場合と第三者がやる場合と必ずし
も一致はしない。どちらがよろしいか
というふうな点につきましても、御指
摘の点を考慮いたしまして、今後は正
をして行きたいと思ひのであります。
その是正の方法といたしましては、一
つはこれまで一筆を單位にやつてお
りました共済を、米麦、それ、農家單
位に直すということによりまして、あ
る程度は正ができるのではないかと、い
うことを考えております。それからも
う一点は、損害評価の基準組合とい
つたような組合を設定いたしまして、そ
こに重点的な指導をやりまして、その
基準組合の評価を他の組合の評価の模
範とするといったようなことを、二十
七年度から新しく始めたいと考えてお
ります。さしあたり予算的、制度的に
措置を講じておりますのは、ただいま
の農家單位の実態と、それから損害評

価基準組合を設定するということだと思ひます。なお、さらにひとつ付け加えて申しますが、従来この損害評価といたつたような面につきましても、府県調査の能力が足りなかつた点もあらうかと思ひますので、今回二十七年年度には、新しく各府県には五人ずつの職員を増置いたしまして、損害評価の適正といつたようなことについての仕事もやらせるということにいたしてあります。

○河野(護)委員 損害評価をだれがやるかという問題が一番の根本問題だと思ひます。従来とにかいたずらに被害の件数がふえ、被害の金額がふえたといふことにつきましても、損害評価について、全体とは申しませんが、損害評価が行われておる、私はある所でこゝういふ話を聞いた。損害評価を過大にして、たくさんのお金をもらつたために、各共済組合から寄付金を集めて、ある県では農業共済会館を建てたといふやうな話まで聞いている。うそかほんとうか知りませんが、しかしさういふやうなうわさが飛ぶほど農業共済の損害調査については非常に不明朗なものがある。従つてこの損害調査をだれがやるかという問題が非常に大きな問題だと思ひます。そこで現在損害調査について、統計調査と損害調査の關係はどうなつておるか。これをひとつ承りたいと思ひます。

○小倉政府委員 制度的には兩者の關係はないのであります。私も共済保険の立場から申しますと、それは連絡をつけたという意思は実は持つております。御承知のように、その組合には損害評価委員といふものがございま

す。これは組合が村の有識者その他から、どういふ類が正しいかといつたことについての意見を集める委員会でございますが、たとえばその委員会に作報と申しますか、府県の作報でございす。今の統計調査事務所の出張所の職員に委員を委嘱するといつたようなことを私も以前は希望しておつたのでございす。統計調査所の者がさういふ直接の損害評価といつたやうな行政事務に携わるのはよくないといふことで、この委員には正式には加わつておらないのであります。ただこの損害評価委員が評価する場合に、作報などの意見も十分聞くといふことは、これは可能であります。またやうやうに努めておるのであります。なお根本にさかのぼりまして、統計調査の収量調査ないし被害調査を保障の被害調査といつたやうなものに結びつけるといふことは、制度の根本においては考えられることであると思ひますので、さういふ方向に向つて、私もその兩者の関連について、実は内々考へておるのでございす。ただいま具体的にどういふやうなことは、まだ結論が出ておりません。これは一筆單位から農家單位、あるいはさらに新しい共済制度の根本にまで触れなければ、統計と損害評価といふことは十分に結びつかないのではないかとこゝうに思つておりました。この辺は御指摘のやうな点を、十分今後において研究したいと思ひます。

○河野(護)委員 私は、農民のためにこの共済制度を確立し、そして農民にこれが好まれる制度に早くしたい。こゝういふ念願からいへば、申し上げるわけです。今のやうな場合ですと、特

に水稻の場合は、非常にこの制度をきからつておるところが多いのであります。結局今のやうに損害調査がずさんであるために額が上る、額が上れば掛金が上る、掛金が上ればその掛金を回収するために、また被害調査において過大に評価して請求する、こゝういふことで、いちぢくついで、ただ掛金を上げて、そして国庫の負担をふやして、さうして一方においては農民にはこれが好まれない、こゝういふことになりますので、その根本は被害調査の問題、これを確立することなければならぬ。つきましては農政局長も、この点についてはいろいろお考えのやうでありますけれども、すみやかに損害調査の公正化につきましても、一つの制度を確立してもらいたいと思ひます。私は町村の公堂でもいふと思ひます。かりにそれができなければ、もう少し同じ農林省の中において、統計調査の数字とこの農業共済の数字とは常に関連のあるものでありますから、関連のあるこの二つのものが数字が逆に出る、プラスがマイナスに出るというやうな従来のことについては、少くとも研究の時代を過ぎて、これは何らかの損害調査の公正化についての具体策を、私はこの法律案を出すと一緒に、さういふことについて具体的な説明があつてほしいといふくらいに思ひますけれども、農政局長の説明により、農政局長の意図されておるところも大体わかりましたから、私は以上希望いたしました質問を打ち切ります。

○竹村委員 まず私がお伺ひいたしましたのは、各県におきますところの農業共済組合連合会の現在の赤字は、全部でどれだけあるか、それから町村の共

済組合の赤字といふものの御調査ができておりましたならば、全部でどれだけあるかをお伺ひしたいと思います。

○小倉政府委員 共済組合の連合会の赤字と申しますか、この赤字という意味が、普通の事業団体といふやうに仕事の性質が違ひますので、誤解があるかもしれません。共済組合の会計では不足金と言つておるのでございす。その不足金は昭和二十六年産の水稻を入れますと約二十八億になつております。その下の共済組合になりますと、これは御承知の通り責任の区分が全体の割合でございまして、その一割も場合によつては切り下げるといふことも法制上認められておる關係上、不足金といふ種類のものではないと存じます。

○竹村委員 その次にお伺ひいたしましたのは、今度出されました基金法によりますと、大体十五億といふものを連合会から出資することになるのでございす。今日年々の災害の増大といふ点から考えまして、最近二、三年ないしは四、五年の間には、この二十八億の不足金といふものはおそろしく解消しないだらう、さういふ見通しは現在事実上ないだらうと思ひます。さういふことは、この基金法にありますが、その出資が政府はでき得る見込みでおられるのでございす。さういふか、その点ひとつ伺つておきたいと思ひます。

○小倉政府委員 基金に對します連合会の十五億の出資でございす。さういふことは、御指摘のやうに、連合会全部赤字でありまして、剰余金があるといふ性質のものではないと思ひます。もと

もと出資団体でございせんので、連合会の独自の財源でもつて出資をするといふことは、これはなか／＼できないことだと思ひます。従ひましてこの制度におきましては、連合会がその組合へ、組合がさらに農民へ一種の賦課金的に賦課金と言つては語弊がございまして出資でございす。連合会の出資を最末端までひとつ応分に繰出してあらうといふことで成り立つておるわけでありす。従ひまして不足金のある連合会もあらうでございす。さうでない組合、連合会におきましても、さうな措置がとり得るやうに実をできておるのであります。

なおこの二十八億の問題でございす。これも御指摘のやうに、すぐこの二、三年のうちに消されてしまふといふやうなことを予想することは、私はまだ不可能に近い困難なことだと思ひます。二十八億の不足金をかかえてできた基金につきましては、三十億の資本だけでは十分やつて行けない。従ひまして不足の所要財源は、どうしても他の財政資金によつてまかなわなければならぬのではないかとこゝういふふうに考へておるわけでありす。

○竹村委員 それでは大体わかりま

は、全国平均でどれくらいになつて、最高の掛金をする農家は一反歩幾ら、最低の掛金をする農家は一反歩幾ら、これは水稲と麦とでけつこうですか、それを知らしていただきたい。

○小倉政府委員 二十七年度の水稲の料率でございますが、これは御承知のように今年度新しく改訂をいたしましたのでございまして、全国的に申し上げますと、五・四一九でございまして、これは全国平均で、地方によつていろいろ違つてございまして、そのうち農家負担の分が二・五六四、国庫負担の分が二・八五五というふうに相成つております。この負担の割合につきましては、実は農家の負担を従前より増加しないということを基本的な建前にいたしておりますので、共済金額が増加するはずでございまして、それを従前のような負担額にとどめるといふことを原則といたしまして結果、むしろ国庫負担と農家の負担は、従前よりも農家負担が總体的には軽減されるという結果に相なつております。

それから具体的に、反当どれくらいの掛金になるかということでございますが、全国平均いたしますと、反当大抵百五十円くらいではないかと思ひます。低いのはもちろん百円以下でございまして、高いところになりますと四百円ほどにも上るのではないかと思ひます。

なお麦でございますが、麦は今年度料率の改訂をするのでございまして、まだ時期も早い關係上、今年度秋にまく麦に間に合うように料率の改訂をするつもりでございまして、まだ準備が進んでおりません。

○竹村委員 大体パーセントはいいのですが、反当に直しまして、高いところは四百円くらい、安いところで百五十円から百円くらいだということでございますが、そこでこれ以外に連合会の事務費、組合の事務費、こういうものが相当な額に上つておると思ふのですが、こういうような点の御調査ができておりましたら、ひとつ知らしていただきたいと思ひます。

○小倉政府委員 共済組合連合会ないし組合の事務費の負担でございますが、これは御承知のように、連合会は本部に六人、支部に四人、それから單位組合に二人といつた人件費を中心とした補助をいたしております。国の建前といたしましては、補助率は三分の二でございまして、従ひまして事務費の三分の二は国庫が補助するという建前にいたしておりますのでございまして、実は農家はそれ以上と申しますか、残りの三分の一に相当する額以上におそれ出ているというふうに、私も推察いたしております。詳しい資料は後刻提出いたします。従ひまして、結論的に申しますと、大体事務費は實際のところは国が半分、組合関係が半分といつたようなところでないかと思ひます。

○竹村委員 そういたしますと、一府県連合会とは別問題といたしまして、全国の各府県連合会の事務費の総額は、政府の補助するものは別として、農家からとつておる分は一体どれくらいの総額になつておりますか。

○小倉政府委員 最近の資料は持ち合せておらないのでありますが、二十五年の一応の調査によりますと、全国で十二億という数字が出ております。

○竹村委員 そうなつて参りますと、これはこへ資料をいただきますと、特別詳細になると思ひますので、各県別あるいは全国的な資料をいただきます。しかしそれは別といたしまして、こういうふうな考へて参りますと、農家に対しては相当な負担になつて来ることは、掛金率から見てもはつきりしている。たとえば一反歩四百円くらいの掛金をしなければならぬという所も相当あるわけですが、その農家にまたあとの十五億の出資の分を割當てる、あるいは事務費を割當てて行くというふうなことになるかと、實際問題として基金法による出資が不可能になるのではないか、円滑に集まらないのではないか。政府出資の方は別でございまして、連合会から積み立てる十五億というものは、集まることとが不可能になるのではないか。もちろんこの面だけで問題を解決するわけには参らないのでありますが、何分にも問題は、現在の農業経営が農民独自の力で成り立つような形態になつていないことは、もう原則的にはつきりしているわけでありまして、しかもこの基金法によつてこれを農民に負担させて行くというふうなことは、不可能になるのではないかと思ふのです。

たとへばこのことについては、共済組合の全国協議会、あるいは連合会の会長会議等において、農林省との折衝経過があると思ふのでございまして、そのときは各連合会の会長は、これはもう引受けてお歸りになつたのでございまして、その点はどうかと思ひます。

○小倉政府委員 基金に對する連合会の出資十五億につきましては、御指摘のような心配は確かにあります。また、そうでなくとも、この三十億全部はむしろ政府が出資すべきではないかというふうな議論も立て得ると思ふのであります。しかしながら現在の制度といたしまして、たとえば御質問の掛金でございまして、この掛金を国と農家と半々に出しておるというふうなことからいたしまして、その不足ということからは、結局掛金率の問題でございまして、そういう点から申しますと、農家側と国の側が半々くらい出し合つて不足金を補うファンドをつくるということも、これまた理論の通るところではないかと思ひます。ところで農家が負担できるかどうかということでありまして、もちろんこれは十五億を一年に出すわけではございませんので、数年間に分割して参るわけでありまして、しかも普通の法人でございまして、民間出資も少くとも第一回の拂込みが了してから設立が初めてできるというこ

とにいたしておるわけでありまして、この建前といたしましては、政府の十五億出資が済めばとにかく基金はできると。少くとも一億くらいだけ農家が出してもらえば、まず基金は實質上十六億の出資をもつて充足する。残りのものは、法律によりまして、五箇年以内で拂い込むというふうに負担のことと考へまして、措置をいたしておるものであります。

なおお尋ねの協会のないし連合会会長との御意見でございまして、いろいろ御相談の結果、異論なく御同意を願つておることと存じております。

○竹村委員 その問題については、その他の質問をいたしたあとで、續いて伺いたいと思ひます。

○小倉政府委員 一筆單位の試験を實際やるのはこの法案が通つてからでございまして、やつておりません。しかし準備段階といたしまして、研究的なものには二、三例がございまして、その例によりまして、ただちにこの制度がよいかどうかということとは、もちろん結論は得られませんが、この例は若干ございまして、ところがこの保険制度といつたようなものは、實際やつてみないと、損害の出方なり、あるいは共済金のもらひ方なんかが必ずしもはつきりいたしませんので、この特例法案は實際試験的にやつてみようという法律なのでございまして。

○竹村委員 實際にやつておるということでは、實際にやつたならば、この共済支拂金が現在よりもどれくらい減るかということ、専門的に考えれば大体想像のつく問題だと思ふのです。

○竹村委員 そうなつて参りますと、これはこへ資料をいただきますと、特別詳細になると思ひますので、各県別あるいは全国的な資料をいただきます。しかしそれは別といたしまして、こういうふうな考へて参りますと、農家に対しては相当な負担になつて来ることは、掛金率から見てもはつきりしている。たとえば一反歩四百円くらいの掛金をしなければならぬという所も相当あるわけですが、その農家にまたあとの十五億の出資の分を割當てる、あるいは事務費を割當てて行くというふうなことになるかと、實際問題として基金法による出資が不可能になるのではないか、円滑に集まらないのではないか。政府出資の方は別でございまして、連合会から積み立てる十五億というものは、集まることとが不可能になるのではないか。もちろんこの面だけで問題を解決するわけには参らないのでありますが、何分にも問題は、現在の農業経営が農民独自の力で成り立つような形態になつていないことは、もう原則的にはつきりしているわけでありまして、しかもこの基金法によつてこれを農民に負担させて行くというふうなことは、不可能になるのではないかと思ふのです。

たとへばこのことについては、共済組合の全国協議会、あるいは連合会の会長会議等において、農林省との折衝経過があると思ふのでございまして、そのときは各連合会の会長は、これはもう引受けてお歸りになつたのでございまして、その点はどうかと思ひます。

○小倉政府委員 基金に對する連合会の出資十五億につきましては、御指摘のような心配は確かにあります。また、そうでなくとも、この三十億全部はむしろ政府が出資すべきではないかというふうな議論も立て得ると思ふのであります。しかしながら現在の制度といたしまして、たとえば御質問の掛金でございまして、この掛金を国と農家と半々に出しておるというふうなことからいたしまして、その不足ということからは、結局掛金率の問題でございまして、そういう点から申しますと、農家側と国の側が半々くらい出し合つて不足金を補うファンドをつくるということも、これまた理論の通るところではないかと思ひます。ところで農家が負担できるかどうかということでありまして、もちろんこれは十五億を一年に出すわけではございませんので、数年間に分割して参るわけでありまして、しかも普通の法人でございまして、民間出資も少くとも第一回の拂込みが了してから設立が初めてできるというこ

とにいたしておるわけでありまして、この建前といたしましては、政府の十五億出資が済めばとにかく基金はできると。少くとも一億くらいだけ農家が出してもらえば、まず基金は實質上十六億の出資をもつて充足する。残りのものは、法律によりまして、五箇年以内で拂い込むというふうに負担のことと考へまして、措置をいたしておるものであります。

なおお尋ねの協会のないし連合会会長との御意見でございまして、いろいろ御相談の結果、異論なく御同意を願つておることと存じております。

○竹村委員 その問題については、その他の質問をいたしたあとで、續いて伺いたいと思ひます。

○小倉政府委員 一筆單位の試験を實際やるのはこの法案が通つてからでございまして、やつておりません。しかし準備段階といたしまして、研究的なものには二、三例がございまして、その例によりまして、ただちにこの制度がよいかどうかということとは、もちろん結論は得られませんが、この例は若干ございまして、ところがこの保険制度といつたようなものは、實際やつてみないと、損害の出方なり、あるいは共済金のもらひ方なんかが必ずしもはつきりいたしませんので、この特例法案は實際試験的にやつてみようという法律なのでございまして。

○竹村委員 實際にやつておるということでは、實際にやつたならば、この共済支拂金が現在よりもどれくらい減るかということ、専門的に考えれば大体想像のつく問題だと思ふのです。

たとえば今まで十町つくつておつたものが、そのうちの一反が三割以下の減収になる場合には、その一反に対して保険金の給付を受ける。ところが今度の制度になりますと、一町つくつておつたものが、一反がたとえ五割減収おつたとしても、あとの九反が平年作をあげた場合においては、その農家に對して保険金は支給しないということになるわけですが、これは別といたしましても、保険金の支拂いは大幅に減額すると思ふのです。減額できるはずなんだ。またそうなるて来るはずだ。それについてのよしあしの議論はいろいろありますから、これは別といたしましても、保険金の支拂いは少くとも三分の一以下になるのではないかと思うのですが、こういう点はやつてみなければわからぬということだけは、農林省の専門家の人の答へとしては、それはちよつと受取れないので、大体どのくらいに計算しておるか、聞かせてもらいたい。

○小倉政府委員 御指摘のように共済金の金額は減するだらうと思ひます。しかしそれが三分の一になるか、二分の一になるかというところにつきましては、正直のところ一、二の例だけでは判断することができないのであります。もつともそのことは同時に一方掛金がそれによつて減るといふことではあります。それにいたしまして、一体どこまで補償するかということにかかつてはいるわけですが、三割以上の減収に補償するの、あるいは二割以上に補償するの、あるいは一割以上に補償するの、従ひまして、掛金がどの程度かかるかということ、補償限度をどこに置くかということにらみ合せませんと、実はきまつて来ないの

であります。私どもは、ただいまのところは収量の八割について考へておるわけですが、すなわち二割以上減収について考へております。その場合におそらく共済金も減るであらう、従つて掛金も減るであらう、ところが掛金は組合として従前通りおもらいする、そこでさしたつての問題としては二分の一は特別会計から組合に補助する、補助するといふとおかしいですが、おもしろしをする。二分の一が適正かどうかといふことがわかりませんので、余れば積み立てておきまして、この制度をやめて、実験をやめるときに、組合員におもどしをするといふことに実はいたしておるのであります。

○竹村委員 二割以上の減収、つまり八〇%を收穫でき得なかつた農家個々に補償するといふことになりまふ。そういういたしますと、毎年の例といたしまして、たとえば農林省の統計で一個の農家でございまして、全国的な減収とは違ひますが、しかし大体全国的な收穫量の上に立つた減収は、過去四、五年の終戦後の経過から考へまして、全国的に平均に見てあまりなかつた。私は記憶するのですが、どうでしょう。二割減収した府県といふのは相当ございましてしょうか。

【委員長退席、河野委員長代理着席】
○小倉政府委員 全国的に二割減収といつたことも年によりましてないことではないと思ひます。県によりましては一、二あるが、もちろんそれは例外的なものだらうと思ひます。しかし県ないののベースでの減収といふことは、農家單位の減収といふことは、これはまた非常に違つて参ります。実は、一、

二例がございまして、これを申し上げてみますと、こういうことになるのであります。お手元に配付いたしてあると思ひますが、農業災害補償臨時特例法案関係資料といふものの第二表十四ページをあらんになりますと、農家單位にあらんは、一筆單位にあらんは、減収率の比較表がございまして、それによつてひととつたらんおきを願ひたいと思ひます。

○竹村委員 実は今資料をいただきましての見ます。そこで私の考へでは、これは正直に考へて、こういう形に参りますと、実験としては大体共済金として農家に補償するところの支拂いをする額といふものが、あなたの方では二分の一になるか三分の一になるかわからぬと考へられておるでしょうが、しかし実験問題としてはほとんど支拂うことがいらぬような傾向になつて来るのではないかと考へておるのです。もちろん個々にはありますけれども、大体一軒の農家が一町ないし一町五反もつくつてゐる農家にいたしますならば、もちろん三割も四割も減収する田はできて来ますが、一方においてまた増収する田も出て来る。すなわちそれを平均するものでありますから、そういう農家は大体もたえないうことになりまふ。そうなりますと、三つ出されまして法案全体を見ておりますと、私は非常に矛盾を感じます。たとえば今度負担金は特別会計でなく一般会計からするといふと、一応国がほとんと全部負担するのだといふ法案を一つ出して来て、その後で續いて二つ出て来るわけですが、大体片方では保険金を支拂うのをほとんど支拂わないようにして、一方において基

金をこしらえて、農家から、いわゆる農民から十五億出さす。それから、政府の方から十五億出して、何かの場合にこれでお拂つて行く、その他の場合はもちろん国が負担するのだと言ひますけれども、実験問題として支拂うことをいらないようなことに、特例法案で大体試験してみてもその形へ持つて行く。結局政府の方では、農業共済保険に對してはあまり金を出さないようにして行かうといふのがねらいではないかと思ふのであります。こういう掛金は反別でとる。一反でとる。もちろんこれは試験だから、余つたらそこへ掛金を返還するといふようなことになつておきますけれども、しかし一反別にとつて、農家全体の收穫のやつで拂う。それは根本的に考へて理論的に成り立つものでしょうか。たとえばいろいろな保険にいたしましても、生命保険一ついたしましても、個人からとればこれは拂わないといふような建前、そういう根本的な点でどういふ特例法案といふものは理論的に成り立たないのではないかと思ふ。農家一戸に共済掛金が幾らかといふかけ方ならば別だけれども、反別に、しかも水稲と麦と別々に掛金をかけて行く。しかも今度は、支拂いをするときは農家一戸の減収でなければ拂わないといふような点は、理論的に成り立たないのではないかと思ふのであります。この点はどういふふうに考へておられますか。

○小倉政府委員 先ほども申しました通り、これによつて国庫負担を減少しようといふ積極的な意圖は、実は私も持つておりません。もちろんそういう意圖を持つておられる方もあるかもしれませんが、私どもは持つておりません。むしろそれよりも、従来の一筆單位——たとえばある筆で非常に減少しても他の筆は増収があつたといふ場合に金はもたらえるけれども、全体の筆が一、二割減収したといふような場合にはまったくもたらえないといふような不合理を是正したい。なお、共済金額も従来は半分といふようなことであつたわけですが、そのうち、そのうち点を正して共済金額を多くする。他面、農家がもたらえる場合は、従来の一筆單位の場合よりもおそろしくなるでしようけれども、所得の維持といふような面から考へると、理論的にはこの方が合理的ではないかといふふうに考へられたのであります。もちろんこれが農家單位と申しますと、おそろしく誤解はないと思ひますが、ほんとうを言へば、増収の部分と減収の部分とを相殺して、さて全体として減収が幾らかといふことになり、その減収を補償するといふことが建前かもしれせんけれども、今度の実験でやろうとしたしますものは増収分は実は見ておりませんので、減収部分だけ増収部分の筆は普通の平年の反収があつたものと見て、減収のあつた筆だけの減収部分を合計するといふ意味において農家單位なのであります。増収分と減収分とプラス、マイナスするといふことになれば、これはまた御指摘のように非常に共済金をもたらえる者、あるいはもたらふ機会が非常に減るといふことになりまふが、この点は相當是正されてゐるのではないかと考へておるものであります。

○竹村委員 そういたしますと、たと

えは一町つくつてゐる農家が平年作を
大体三石と見ておきまして、そうして
普通であつたならば三十石とれる。と
ころが一反で二石五斗とつた、あとの
田は三石一斗ずつとつたという場合
は、この一斗の分は相殺しない。今の
御説であつたならばそうなるのです
が、そうすると一反が二石五斗で、二
割以上減つておきまして、しかしこの
田ではもたない。こういうことにな
つて来るわけですが、どうです
か。

○小倉政府委員 たいだいま申しました
通り、たとえば一町つくつておきまし
て、平均の基準収量と申しますか、平
年作が反当三石で、三十石ということ
になつておきまして、いさいます。そ
うした場合に五反歩は非常に減収して、
半減したとせば一石五斗ということ
にいたします。ところが他の五反歩は
増収して一石五斗プラスになりまして
四石五斗ということになつたとして
ば、農家単位でプラス、マイナス平均
すればこれは平年の収量で、反当三石平
均ということになりまして、保険金、
共済金額をもらえないということにな
ります。私どもは一石五斗プラス
になつた五反の部分は見ないで、これ
は従来通り三石と見る。そうして残り
の五反歩の一石五斗減収した部分を減
収と見て、その他の部分は平年作と見
ての五反歩の減収と見るということに
いたしておるわけでありまして。

○竹村委員 そういたしますと、問題
はちよつとおかしいと思つたのです。と
いうのは、そういう平年作の基準のき
め方では、それでは全国的には各々
の農家の平年作のきめ方というものは
どういふところに基準を置かれるの

か、つまりそこいろいろ減収の査定
の問題、先ほど河野委員からいろいろ
指摘されましたけれども、私はあとい
う形じやなしに、別な形で個々の農家
の平年作の基準というものが私は問題
になつて来ると思つた。ある所におい
ては何石を基準としてやる。ある所にお
いては——しかも個々の農家をやらな
ければならぬということになります
と、その基準のきめ方というものが非
常に問題になると思つたのであります
が、これはどういふところに基準を置
かれるのでしょうか。これはどういふ形
で、たとえば共済組合に一任されると
いうだけでは私は解決しないと思つた
のですが、この点はどういふふうに考
えておられますか。

○小倉政府委員 その点におきまして
は、これは従来とも基準収量といつた
ようなものがございまして、その点は
考え方では実はかえていないのでござ
います。農林省がいろいろ相談いたし
まして、農家の基準収量をきめる。その
平均的に、算術平均ではございませ
ん、またこれを町村に割当てて。各町
村の基準収量を加重平均すれば、その
基準収量になるようにいたすわけであ
ります。町村がまたそれに基づいて各
農家の基準収量をきめる、このたびは共
済金額にもその基準収量が関係いたし
ますので、従来以上に關心を持たれる
と思つたからして、むしろ關心の少い
農家の方にも關心を持つていただい
て、基準収量が適正におそろくきまる
のではないかとこのように考へておる
のであります。

○竹村委員 それではこの法案がもし
通過いたしますとすれば、全国で
たとへば都に一箇所ぐらゐの試験農村

を置かれる予定でございまして、その
点はどういふことになつております
か。

○小倉政府委員 全国米、麦、それぞ
れ組合約一万一千の約五割ずつと相談
いたしまして選定したいと思つており
ます。むしろこれは被害率といつたよ
うな関係もございまして、危険階級
別に、どの階級に属するものは何組合
といつたようなものを基準をきめまし
て、その範囲におきまして組合連合会
と相談をいたしまして実験をする組合
を定めたと思つております。

○竹村委員 おそらくこれをその何か
きめられまして、そうしてそのモデル
町村がこの通り実際にほんとうに厳正
にこれをやりましたならば、私はここ
ではつきりしておいてもいいと思つた
のですが、おそらく共済するやうな果
は、特別な災害が多い所は別ですが、
それ以外の所はおそらく保険金を補償
する額はほとんどゼロになると思つた
のです。これはここではつきり私は指
摘しておいてもいい。特別な災害は別
で、またこれは一農家単位ですらば、こ
ういふ一農家単位ですらば、おそ
らく私は保険給付はもらえないことにな
ると思つた。その場合になりますと、こ
れはかけた掛金の半分は返すということ
になつておきますけれども、しかしそ
ういふことになりましたと、この共済制
度の根本的な問題になつて来るのです
が、その場合はどういふやうな、そん
なことじやなしに、やはり元の行き方
にしようということになるのですか、
この方がいゝということですか、それ
をされるのですか、その点はどうで
すか。

○小倉政府委員 御指摘のような事態

が起るというふうには私も必ずしも考
えておりません。しかしこれはその他
の事由によりまして、この制度はどう
もうまくないというところはあり得る
と思つたのであります。もちろんこれは全
面的にこの制度に切りかえるため
に実験をするわけでありまして、実験
途上どういふやうな、あるいは悪いとい
う点が出ますれば、この制度に乗り移
るというところはいたさないつもりで
ございまして、もちろん現在の制度が最
善のものではないでしようから、いろ
ろ改善は加えなければならぬと思つた
やうな結果どうもまずいと思つたこと
があるにもかからずこの制度に移ると
いうことは、必ずしも今から最善の事
態とは考へていないのでございまして。
○竹村委員 私は少くともこのやう
な試験的なものをやつて、そうして
問題を縮減するよりも、この点はおそ
らく私と見解を異にすると思つたす
けれども、実験これを実施されて、その村
に適用されるならば、先ほど私の言つ
たやうなことになると思つた。そこで問
題は、そういうことになされる前にま
ず考へなければならぬことは、そういう
やうな根本的な改革をも含むやうなこ
とになるわけでありまして、まず問
題は、現在農家で一番困つておること
は、掛金の高率なこと、一番困つてお
る。従つてこのやうな形で保険の掛金
を引下げて行くという意図もあるやう
であります。それよりも根本的に、
今日の農業経営あるいは農業経済から
考へて、掛金は全部農家で負担して行
く、そうして掛金は一つもとらない。
そのかわりにいわゆる災害の検査とい
いはんどうの災害を受けた調査とい
うものを厳重にやつて行く、その上

において国家はこれを全部負担して行
く、こういう考へ方にかへなければなら
ぬと私は思ふ。このやうな試験的なこ
とでいろいろなことをやつたところ
で、問題の根本的な解決にならない。
しかもそれは根本的な改革を含んだ重
大な法案だと思つたのであります。そ
ういふふうに考へなかつた考へはない
か。そうでない問題はいらう。

農家は実験問題として掛金をかけるに
困つておるのです。だから保険金を
もらなければならぬ。かけられない。
災害を受けた所はもつたのだからか
けなければならぬ。災害を受けた農家、
保険金をもらわれない農家は、翌年はか
けない、文句を言つておる。これは事
実なんです。だからさういつた根本的
な制度をひとつ改められる構想は持つ
ておられませんか、その点を私は改め
なければならぬと思つたのですが、そ
の点はどうでしようか。

○小倉政府委員 掛金の農家負担の関
係からいたしまして、共済金制度を國
營的なものにする意思はないかとお
尋ねてございまして、率直のところそ
ういふ意図は持つておりません。掛金
の問題につきましては、これは負担が
多いという点は、一つは、先ほど御指
摘がございました損害評価の問題が一
つ関連すると思つた。もう一つは、
掛金をきめる場合の措置が一つ問題で
あらうと思つたのであります。すなわち
基準収量をいかようにきめるか、従つ
てまた掛金がどういふふうにかきまつ
て行くかということに適正にきめられ
ば、これはある程度現在の不満が防げ
るのではないかとこのやうに思つてお
ります。このたびの二十七年年度の水稻
の料率の改訂に当りましては、そうい

う趣旨で標準被害率を定めるようにいたしてあります。それに基いて県がまた作業をやつて行くというふうに指導いたしてあります。掛金を全額国庫で負担するということになりますと、実は考え方がよりましでは、そも、この制度はいいから、災害が起れば補助金をもらえばよいという補償制度以前に逆もどりする考え方もありまして、そういう考え方は私はいたしておられないのであります。

○河野委員代理 あなたの質問がもし長ければ、他の質問通告者がたくさんあつて、しかもいずれも農業委員会、の会同を持つておられて、急ぐようでありまして、暫時保留されて、他の方に譲つていただきますと思います。

○竹村委員 それでは資料も見なければなりませんから、保留しておきます。

○井上(良)委員 農業災害補償制度三案に關連いたしまして質疑をいたしたのですが、農業災害補償制度は問題が非常にたくさんございまして、簡単に質疑を終るわけには参りません。特にこの問題で私も重要に考えますことは、農業共済制度というもののついでに、基本的な考え方、それからこれを實際面に行つた場合起つて来るいろいろな根本の諸問題でございまして、従つて今度政府はこの改正にあつて、従来やつて参りましたやり方を根本的にかえようとしておりますから、この際本委員会におきましても災害補償制度の確立の上から相当問題を慎重に検討したいという建前でわれわれは臨みたいと考えております。まず最初にとり上げなければならぬ

問題は、共済掛金の問題あるいはまた損害評価の問題、共済金の支拂いの問題、これらの問題がとりあえず問題になると思つております。御承知の通り災害がどん／＼年々重なつて参りますに従つて、一方また掛金も年々高くなつております反面、共済金の受取りは非常に少額で、どうも農民はこの制度をあまり積極的に喜ばないという実情にあることは事実であります。しかもこの特別会計で、政府だけの赤字が六十億にも上つておる。それから共済連合会の赤字が二十八億にも上つておる、一体何ゆゑにかくのごとき多額の赤字が生じたかということ自身が、この制度の根本的な欠陥であつたのではないかと、これはこの赤字によつても明らかになるかと思ひます。そこで伺ひたいのは、われ／＼災害地をまわつて見ましたり、あるいはまた災害による損害補償をどう一体査定しておるかというところを、實際について二、三調べたところによりまして、政府から一定の基準査定というものが示されまして、それが都道府県に示される、都道府県は各單位の町村共済組合にこれを示す。それで市町村共済組合は損害評価委員会というものをつくつて、そこでこの査定を調査をして、基準査定との差を出しておるわけです。そこで實際は、評価委員会というものが被害の実際額を押さえます場合に、これは三割である、これは四割である、これは七割であるというものを一つの目分量といひますか、あるいは縣廳による勘と

いて、これだけ被害があつたという報告を承認しておるかということなどで、被害を受けた当該の市町村共済組合にその被害を査定して、はたしてそこで正確な査定が出て来るとお考えになつておられますか。この点まず伺ひたい。

○小倉政府委員 組合を主体とした損害評価という建前の制度がよろしいかどうかという点に關しましては御議論もあろうと思ひます。おそらくこれは共済という意味からいたしましてさうな処置になつておるのでございまして、損害評価を確定に行つたためには、あくまで第三者の評価にまつことが正しいというところは、理論的には言ひ得ると思つております。ただしかしな

ら、第三者が行うとして、一体適正にこういう損害評価を行う機関が容易にできるかどうかと申しますと、なかなかこれは容易でないであります。

と申しますのは、当人がやるか、第三者がやるかということよりも、損害評価という自体に非常にむづかしい問題があるものであります。私もいろいろ被害に基く減收の測定といつたようなことにつきては、研究者などとも相談いたしまして、一種の尺度といつたようなものをつくりまして、そういうものを参照にいたしておられます。それから組合が一応評価をいたしますが、それには県の連合会の支部ないし本部がさらに検討を加え、最後には農林省が検討を加えるということでは、評価を定めたとして参つておるのであります。

大体合ふか合ふぬかということで査定をされるだらうと思ひますが、問題は市町村の共済組合の損害評価委員会の手で実収量を調査します場合のやり方は、どういふやり方をされておられますか、具体的に御話を願ひたい。

○小倉政府委員 災害の起りますときには、先ほど申しました減收尺度でもつて一応の記帳をいたしておくことにしております。最後に刈入れ時期になりましたら検見をする。もちろん一筆ごとに客観的に検見をするということにいたしてあります。それからこの検見をする場合には、收穫の適期にやることは申すまでもありませんが、評価委員が立ち會うというやうな方法によつております。なおこの調査の方法といひまして、坪刈りというやうなことを

も実は多少ずつ実施をするように指導をいたしておるのであります。實際のやり方は大体さうなやり方でありま

す。

○井上(良)委員 その收穫期に検見するといふのはだれが検見をしてゐるのでありますか。

○小倉政府委員 損害査定の評価委員であります。

○井上(良)委員 損害査定の評価委員といふのは、その当該損害を受けた市町村に在住してゐる人でしよう。その中には必ずから損害を受けた農家も入つてゐるでしよう。それはどうですか。

○小倉政府委員 これはもちろんその村在住とは限つてゐるわけではございませんが、主として在住してゐる人であります。

○井上(良)委員 それらの人によつて集計されたものが損害額として報告

告をされます。その報告が非常に過大であるといふのは、どういふ根拠によつて過大であるか過大でないかということ査定することができませんか。府県なら府県へ損害量が報告されて参りまして、その報告の損害量が過大であるといふ場合、これを過大であるとする根拠は何によつてやるのですか。

○小倉政府委員 これは一つには損害評価をいたします場合に、連合会の支部の評価委員というやうなものが立ち會うようにいたしてあります。さらに一つは、連合会自体でも管内に損害が発生した場合はその実態を調査して、その当時の農業氣象あるいは栽培の事情というやうなものを明確に把握しておくということに努めてゐるのであります。従ひまして、また支部の損害評価委員は常時各町村の組合の評価のやり方等を連絡いたしておられますので、村々から損害の見積額が評価の結果出て参りますと、大体これは非常におかしいのじやないかというやうな点がわかるのであります。そういたしますと、そういう不審がある所につきましては、常時記載をしておきました野帳というやうなものも監査いたしました、近隣の町村などの数量ともならみ合せまして査定をやるというやうなことに相なるのであります。

○井上(良)委員 この三割被害、四割被害の場合はさほど問題が起りませんが、七割以上になりますとこれが異常災害の面に入りまして、国庫がこれを全部まかなわなければならぬといふこととからして、六割である、七割であるといふ場合に、これは非常に問題がややこしくなつて来ます。六割被害と見ると、七割被害と押える場合、これはま

つた政治的考慮が拂われたいという事は現実にあつて考えられないのです。現実には六割被害、七割被害をどこで見わけをつけるかという事は非常にむづかしいです。そういうことが今御質問にわかりましたが、末端の損害量の査定という調査というものが、まったく利害関係を持つていられる人があつていられるところに、私は大きな疑問があると思つてゐる。そういう方をさせておきますならば、これは何年たつても共済組合の損害、欠損というものは補うことができないじゃないか、いかに制度をかえても、何としましても正確な査定を抑え得る機関が確立してない場合は、非常に困難であると思つておられます。赤字問題をわれ／＼が考えます場合、被害の実際の損害額を正確に押え得る第三者的な公正な機関の確立されること、が先決条件である。そういう点から、たとえば農業委員会という制度がございますが、この農業委員のうちで特に専門家を特別に依頼をして、その村に利害のない人を担当させるとか、いろいろな新しい方法があると思ひますが、当該の利害関係を持つておる町村の共済組合の委員会にこれをまかすという行き方は、どうも私も納得行きかねますので、何とか改める方法はありませんか。

○小倉政府委員 損害評価の決定権は、お話のように現在の制度では組合ないし連合会にございます。その場合に、評価委員の意見を聞くということに相なつておられます、その点を第三者の評価に切りかえるという事は、確かに一つの見識であると思ひますが、それまで行かなくても、ただいま御指摘のような第三者的な方々を評価委員に加えるということについては、十分考慮していいのではないかと、うに考へておられます。それでもちまして、私も従来とも、先ほどもちよつとお話が出ましたが統計調査関係の職員でありますとか、技術指導者であるとか、あるいは今お話の出ました農業委員というふうな方々の参加を得るということとは、これは現段階にただちに実施する方法としては適當な方法ではないかと思ひますけれども、必ずしもい／＼の關係で十分行つてない部面もあると思ひますが、そういう点は評価委員会の構成についてさらに一段のくふうをいたしたいと思ひます。

○井上(良)委員 いま一つ、さきにあなたに申しておきました、実際の收穫期に入りまして、それを評価委員によつて査定をする、それからそれが果段階に報告をされて来る、そこでそれが過大であつた場合い／＼修正を加える、ところが修正を加えます場合のいろいろな資料というものが、現地を實際押えた上でこれは過大である、過大でないというならば話はわかるのですけれども、実收穫を押えない上に立つての評価というものは、非常に危険でないかという考へ方をしますが、災害を受けた場合、特に收穫期に對しまして、果段階及び政府としては一体どういふ災害地に對する査定をやつておられますか、これを一応伺ひたい。

○小倉政府委員 申すまでもなく査定をいたします場合、ただ鉛筆をなめてやるということじゃございません。一つは、これは全部というわけではあります、連合会ないし支部から大きな災害があつた場合には常時見に行くというところに心がけておまして、そのときの觀察の状況が一つの判断の材料になります。もう一つの客観的な資料といたしましては、統計調査事務所、の町村別の收穫統計ないし被害の調査といったようなものが、判断の実は一つの資料になつてゐるわけでありまして、そういう判断によりまして、問題があると思われる町村につきましては、特に場合にによりましてはその町村の損害査定と關係書類を提出してもらつて、その中から検討するというふうなことで実はやつておるのであります。

○井上(良)委員 そこが私は非常に問題であらうと思ひます。つまり市町村共済組合の方からは一筆ごとの損害評価の査定をいたしまして、当該町村の損害量が一筆ごとに報告をされて参るのです。これは換見の上でやられたことなんでですね。ところがあなたの方では実收穫に對しては換見することに立ち合つていない。そこで統計調査所の實收穫の調査とか、あるいは果その他の資料とか、また被害を受けた当該當時觀察をいたしました直感とかいうようなものを総合して、大体何割減だとか、こういう政治的考慮とか、そういうものしかそこへは出て来ぬのじやないかと思ふのですが、どうですか。あなた方が、これはかりに市町村が六割被害だ、七割被害だといつて届け出してあるものを、いやこれは五割だといつて押えます場合の根拠は、実收穫を押えた上の数字じやないのですから、そこに市町村側の資料と、これを削ろうとする場合の政府及び連合会側の意見が、そこで食い違ふということになります、その場合、政府が主張するものは果段階の方の主張する案が正確で、下から出して来たものは不正確だ、こういうことになりますか、その点どうですか。

○小倉政府委員 政治的な観点から査定をするというふうなことではもちろんないのでございまして、私も農林省といたしまして、若干の組合につきましては、抜取り調査を実はやつておるのであります。そういう調査でありますとか、先ほど申しましたように、府県の關係者ないし統計事務所の資料といつたものを利用いたしまして、共済組合の調査に關するい／＼な書類の比較検討といつたようなことから査定を實はいたしておるのであります。もちろん農林省におきまして、直接この組合の收穫はどうということろまでにはな／＼参りませんが、果の支部相互間ないし果相互間というやうなことを参照いたしまして検討いたしておるのであります。

○井上(良)委員 政府の再保險に支拂つた結果であらうと思ひますが、特別會計の赤字六十億、それから共済組合連合会の赤字二十八億というものが出ておりますが、この共済組合連合会の赤字二十八億というのは、未拂保險料がかりに完納された場合、この赤字はどのくらい減るか、それから未拂保險料は全国にどのくらいあります。

○小倉政府委員 この赤字は、実は保險料の未拂といつたようなことに基くものではなくて、保險料の収入がございまして、その収入をもちましてもおかつ支拂えない部分ということでございます。従つてもちろん未拂保險料がないというのではないのでございしますが、保險料の滞納分が支拂われ

といたしまして、実は大勢には影響ない数字でございます。さう御了解を願ひたいと思ひます。

○井上(良)委員 未拂保險金は全国でどのくらいあります。

○小倉政府委員 實は保險料の支拂いは、引受けと同時にいたすことになつておりますが、大体非常にずれておるのでございまして、年度がずれると申しますよりも、引受けのたとへば稲ならば田植のときに引受け即刻拂うというのが建前でありまして、だん／＼ずれて、遅れますのは翌年の一、二月というころになつて初めて完納するといふ状態になりますので、押える時期によつて違ひますが、それを過ぎてもなおかつ未拂いがあるということはず／＼ないといふふうにお考えになつてよろしいと思ひます。

○井上(良)委員 その資料があらましたらひとつお出しを願ひたい。

それから今度新しい改正案によりまして、従来の一筆對象をやめて農家單位に收める。そのやりました場合に、これはサンプルでやつてみるということでありまして、悪ければやめたりいいと言へばそれまでですが、現在の一筆調査においても、實際上非常に弊害があつて、そこにい／＼政治的な手心が加えられていゝことは事實であります。もしこれが農家單位になり、しかもその農地が飛地になつております。日本の現在において、集団農地でない場合、甲の地は七割被害を受けておる、乙の地は三割被害を受けた、一方は全然被害を受けていない、これを平均して被害額を出して行く、そういう場合に、これはい／＼もつてややこしい損害量の算出が手心

が加えられる危険が起つて来やせぬか
という点を私は考えるのですが、そ
ういふ点はどうですか。

○小倉政府委員 減収量の査定につ
きましては、減収があつたという申出
があつたものについて調査をするので
あります。従いましてお尋ねのよう
な心配はないのではないかと、いふ
ふうに考えます。

○井上(良)委員 あとは保留して
おきます。

○河野委員長代理 本案に関する
残余の質疑は、これを次会に行うこ
とにいたします。

○河野委員長代理 なおこの機会に、
小委員の補欠選任についてお諮り
いたします。

目下、畜産に関する小委員が一名
欠員になつておりますので、この補
欠を委員長において指名したいと思
いますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○河野委員長代理 御異議なしと認
めます。

それでは中馬辰猪君を畜産に關する
小委員に指名いたします。

本日はこれをもつて散会いたしま
す。次会は公報をもつてお知らせ
いたします。

午後零時二十六分散会